

(別紙)

平成26年8月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ワ)第3425号 結婚式場解約金条項使用差止等請求事件

口頭弁論終結日 平成26年6月5日

判 決

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

原 告 特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク

同 代 表 者 理 事 高 嘉 英 弘

同 訴訟代理人弁護士 長 野 浩 朋 三

同 同 増 田 信 記 吾

同 同 三 泽 村 生

同 同 川 向 本 習 美

同 同 藤 井 田 裕 里

同 訴訟復代理人弁護士 志 井 田 哲 也

同 同 大 部 高 淳 介

同 同

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

被 告 株式会社P l a n · D o · S e e

同 代 表 者 代表取締役 野 田 豊

同 訴訟代理人弁護士 的 場 徹

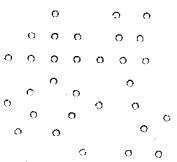
同 同 服 部 尚

同 同 大 塚 介

同 同 伊 口 真

同 同 村 藤 裕

同 同



同 大 井 哲 也
同 佐 々 木 政 明
主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

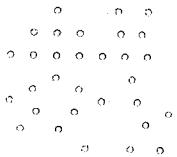
第1 請求

- 1 被告は、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する金銭（キャンセル料）について、別紙1記載の条項を内容とする契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。
- 2 被告は、別紙1記載の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、別紙2の内容を記載した書面を配布せよ。

第2 事案の概要

本件は、消費者契約法（以下「法」という。）13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告が、婚礼及び披露宴に関する企画及び運営等を業とする株式会社である被告に対し、被告が消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結する際に現に使用し又は今後使用するおそれのある、同契約の解除時に消費者が負担する金銭（キャンセル料）に関する別紙1記載の条項（以下「本件キャンセル料条項」という。）につき、同条項は法9条1号所定の平均的な損害の額を超える損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めるものであるから、当該超える部分は無効であるとして、法12条3項に基づき、本件キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止め及び同条項が記載された契約書用紙の破棄等を求める事案である。

- 1 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）



(1) 当事者等

ア 原告

原告は、法13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲1の1・2、弁論の全趣旨）。

イ 被告

被告は、婚礼及び披露宴に関する企画及び運営等を業とする株式会社であり、法2条2項にいう「事業者」に当たる。

被告が、平成22年6月1日時点で経営を開始していた店舗は、「THE LUIGANS」、「ORIENTAL HOTEL」、「THE KAWABUN NAGOYA」、「THE SODOH HIGASHI YAMA KYOTO」、「WITH THE STYLE」の5店舗（以下「本件5店舗」という。）である。

（上記イにつき、甲2、乙13の1～5、弁論の全趣旨）

(2) 被告と消費者との契約

被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、挙式披露宴の開催日の1年以上前から挙式披露宴実施契約を締結しており（以下、被告と消費者との間で締結される同契約のことを「本件契約」という。），その際、被告作成の「ウェディングパーティご利用規約」と題する契約約款（以下「本件約款」という。）を用いている。

本件約款には、本件契約を締結した消費者は、申込金として10万円を被告に支払う必要があり、被告の請求書発行日から5日以内にその支払が確認できない場合は、契約不成立とする旨の規定がある。

また、本件約款には、本件契約成立後に消費者の都合により同契約を解除する場合は、所定のキャンセル料（以下、所定のキャンセル料から印刷物や納品済み物品等の実費、外注品等の解約料及び手配が完了している別注品の料金を除く部分を「本件キャンセル料」という。）を支払う旨の本件キャン

セル料条項が規定されている（以下、本件キャンセル料条項のうち、①ないし⑪の個々の条項をそれぞれ「本件条項①」などという。）。

本件キャンセル条項中の「お見積額」とは、本件契約の解除日（消費者が書面により本件契約を解除する旨被告に連絡した日〔郵便による場合は郵便消印日〕）における挙式披露宴実施費用の見積額である（以下「解除時見積額」という。）。

（上記(2)につき甲3、弁論の全趣旨）

（3）書面による事前の請求

原告は、平成23年7月19日、被告に対し、①消費者との間で本件契約を締結するに際して本件キャンセル料条項を含む意思表示を行わないこと、②同条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を廃棄すること、③上記①につき被告の従業員らに周知させ、上記意思表示を行わないよう指示することを請求する旨の法41条1項所定の書面を発送し、同書面は同月20日に被告に到達した（甲4、5）。

2 爭点

（1）本件キャンセル料条項のうち、申込金の全部又は一部を本件キャンセル料とする旨定めた部分が法9条1号の規制対象となるか。（争点1）

（2）本件キャンセル料は法9条1号所定の「平均的な損害の額」を超えるか。
（争点2）

争点2は、①本件契約の解除に伴い被告に生ずべき平均的な損害（以下「本件平均的損害」という。）に、本件契約の解除による逸失利益（以下「本件逸失利益」という。）が含まれるか、②本件キャンセル料が損益相殺後の本件逸失利益を超えるか、の2つに分けられる。

3 爭点に関する当事者の主張

（1）争点1（本件キャンセル料条項のうち、申込金の全部又は一部を本件キャンセル料とする旨定めた部分が法9条1号の規制対象となるか。）について

(原告の主張)

ア 本件キャンセル料条項においては、申込金の全部又は一部を本件キャンセル料とする部分と、解除時見積額の全部又は一部をキャンセル料とする部分とは区別されずに規定されており、その規定からすると、被告自身、申込金の全部又は一部を返還しないのは本件キャンセル料としてその支払を受けるものと認識しているといえるから、申込金が、希望する開催日時に挙式披露宴を行う権利を確保したことの対価（権利金）としての性質を有するものとはいえない。

また、申込金は、本件約款に内金として挙式披露宴実施の費用に充当される旨規定されており、本件キャンセル料のうち、申込金の全部又は一部以外の部分と区別して検討すべき特別の性質は認められない。

イ 被告が引用する入学金についての最高裁判決は、在学契約において、入学試験に合格した者だけが、ほぼ1年に1回の限られた時期にのみ契約を締結できることから、受験生の多くが希望する大学に合格できなかった場合に備えて予備的に他の大学も受験するという特色があることを前提として判示するものであり、直ちに普遍化できるものではない。

本件契約においては、契約を締結するための試験など存在せず、契約を締結できない場合に備えて他の事業者との挙式披露宴実施契約も予備的に締結するなどという必要は考えられない。したがって、申込金は在学契約における入学金とその性質を異にするから、被告が主張するような権利金としての性質は認められない。

ウ よって、本件キャンセル料条項については、申込金の全部又は一部を本件キャンセル料と定めた部分を含め、法9条1号の規制対象となる。

(被告の主張)

ア 消費者にとって、本件契約を締結して自己の希望する挙式披露宴の開催日時、会場を確保することには重要な意味があり、同締結により、被告は、

当該日時等を希望する他の消費者との間で本件契約を締結することができなくなる。申込金は、当該日時に挙式披露宴を行う権利を確保したことの対価（権利金）であって、本件契約の解除によって返還すべき性質のものではない。

イ 最高裁平成18年11月27日第二小法廷判決・民集60巻9号3437頁（以下「平成18年判決」という。）は、「学生が大学に入学し得る地位を取得する対価の性質を有する入学金については、その納付をもって学生は上記地位を取得するものであるから、その後に在学契約等が解除され、あるいは失効しても、大学はその返還義務を負う理由はない」と判示しているところ、申込金が上記入学金とパラレルな性質を有することは一見して明らかである。

ウ したがって、本件キャンセル料条項のうち、申込金の全部又は一部を本件キャンセル料と定めた部分は、法9条1号の規制対象とならない。

(2) 爭点2（本件キャンセル料は法9条1号所定の「平均的な損害の額」を超えるか。）について

（原告の主張）

ア ①本件平均的損害に本件逸失利益が含まれるかについて
法9条1号にいう「平均的な損害」とは、契約解除と相当因果関係のある実損害を指すものというべきであり、実損害といえるかどうかについては、消費者利益の保護の観点から制限的に解すべきである。そして、逸失利益については、具体的に特定された役務提供の日時が差し迫っているなどして、他に代替ないし転用することにより利益を得ることが不可能である場合に限り、実損害に当たるというべきである。

本件契約においては、以下に述べる理由から、開催日の90日前以前に契約が解除された場合は、本件平均的損害に本件逸失利益は含まれず、開催日の89日前以降に契約が解除された場合に限り、本件平均的損害に本

件逸失利益が含まれるというべきである。

(ア) 本件契約のような挙式披露宴実施契約においては、事業者は、仮契約・仮押さえなどの名目で消費者を勧誘し、とりあえず契約を締結させることが多く、消費者と事業者との間で具体的な打合せが行われ、挙式披露宴の内容が定まり始めるのは、開催日の2か月ないし3か月前頃であるのが通常である。

逸失利益が認められるためには、当該利益が期待し得る程度に契約が具体化されていなければならず、契約解除により当該利益を獲得できなくなるという蓋然性があつて初めて消極損害たり得るというべきであるところ、挙式披露宴の具体的な内容も定まらず、一般的な見積額しか提示されていない段階では、事業者が期待し得るような利益など到底考えられない。

したがつて、少なくとも開催日の90日前以前においては、未だ事業者が利益を期待し得るような状況になく、本件逸失利益は発生していないものと解される。

(イ) 本件契約の解除後に再販売（元々の本件契約が解除されたことにより締結の機会が得られたといえる新たな本件契約の締結。ただし、どの場合に再販売があったといえるかについては、後記のとおり、当事者間に争いがある。）により代替的な利益を確保し得る場合には、本件逸失利益は損害として発生していない。被告は、再販売については損益相殺の問題となるにすぎない旨主張するが、再販率（解除された本件契約数に対する、再販売数の比率）が相当程度あり、他の契約により代替ないし転用される可能性が認められる場合には、そもそも解除によって利益を確保できなくなる蓋然性に乏しく、本件逸失利益が損害として発生していないというべきである。

被告は、解除された本件契約の実施予定枠と同会場、同日時において

再度本件契約が締結された場合にのみ再販売があったとするが、余剰の設備と解除によって空いた人員を使用して挙式披露宴が実施されれば、結局は解除された本件契約と同様に利益を得ることができるから、そのような場合には、同会場、同日時ではなくとも再販売されたといえる。したがって、少なくとも、本件契約の解除後に元々の本件契約と同店舗において同日を開催日とする新たな本件契約が締結された場合には、異なる会場、異なる時刻であっても再販売と扱って再販率を算出すべきである。

開催日の119日前から90日前までの期間の本件契約の解除については、被告が主張する条件でも再販率は約34%あり、原告が主張する条件であれば再販率は更に高まるものと思われる。実際にも、挙式披露宴の会場予約をする消費者は、開催日の3か月前頃にも十分存在している。

そうすると、開催日の90日前以前に本件契約が解除された場合は、十分に再販売によって代替的な利益を確保することは可能であるから、本件平均的損害に本件逸失利益は含まれないというべきである。

イ ②本件キャンセル料が損益相殺後の本件逸失利益を超えるかについて
本件逸失利益が問題となるのは、開催日の89日前以降に本件契約が解除された場合に限られるところ、その額については以下の(ア)ないし(ウ)のように算定されるべきである。そうすると、別紙3一覧表のとおり、本件条項①ないし⑨に係る本件キャンセル料は損益相殺後の本件逸失利益を超えることになる。

(ア) 本件逸失利益の算定においては、売上高から売上原価だけでなく、販売費・一般管理費のうち本件契約の解除により支払を免れるものや他の業務に代替・転用可能なものも控除すべきである。

被告は、本件契約に係る粗利率（売上総利益÷売上高）を []

と積算することにより本件逸失利益を算定すべきとするが、その算定根拠についての客観的な原資料は示されておらず、このような数値を用いることはできない。被告と同種事業を営む株式会社ベストブライダルの平成23年度の粗利率が27.63%であることに照らせば、被告の本件契約に係る粗利率はせいぜい30%程度というべきである。

(イ) 再販売が行われた場合には、代替的な利益を確保することができるから、本件逸失利益の算定においても、解除時見積額の平均に再販率を乗じた額を控除すべきである。

前記(イ)のとおり、本件契約の解除後、同店舗において同日を開催日とする新たな本件契約が締結された場合には、元々の本件契約と異なる会場、異なる時刻であっても再販売と扱って再販率を算出すべきところ、本件と同種の訴訟において相手方当事者から開示された資料を基に、本件契約に係る上記条件の下での再販率を推計すると、別紙3一覧表の「再販率」欄記載のとおりとなる。被告の主張する再販率は、根拠なく一方的に示された数値であり、信憑性に乏しい。

(ウ) したがって、上記(イ)の控除後の本件逸失利益（損益相殺後の本件逸失利益）は、「解除時見積額の平均×30%（粗利率）×非再販率（1-再販率）」という計算式によって算定されるべきであり、その金額は別紙3一覧表の「損益相殺後の本件逸失利益」欄記載のとおりとなる。

(被告の主張)

ア ①本件平均的損害に本件逸失利益が含まれるかについて

(ア) 本件契約の締結により、被告は、当該日時、会場の披露宴を開催することによって当該契約から利益を得られる地位を確定的に確保している。したがって、消費者が当該契約を解除した場合には、被告が当該契約により得られたであろう本件逸失利益が損害として確定的に発生する。

消費者から本件契約を一方的に解除された場合の被告の損害は、債務

不履行による損害と同じものと解釈されるところ、債務不履行における損害とは、当該債務不履行がなければ形成されていたであろう利益状態と、債務不履行によって生じた利益状態の差額とみるべきであって、本件逸失利益はかかる差額に当たる。

(イ) 本件契約につき、原告が主張するような仮契約・仮押さえなどという不確定な状態は予定されておらず、申込金の支払と申込書の署名押印が行われた場合は確定的な契約の申込みであり、被告の承諾によって確定的に契約の効力が発生する。原告は、開催日の90日前以前は、本件逸失利益は損害として認められない旨主張するが、本件契約が成立している以上、同契約に基づく利益は確定しているのであって、時期を基準にする余地はない。

再販売については、損益相殺の問題となるにすぎず、再販売による利益によって本件逸失利益が発生しなくなるわけではない。

イ ②本件キャンセル料が損益相殺後の本件逸失利益を超えるかについて
本件逸失利益は、解除時見積額の平均に被告の本件契約に係る粗利率を乗じることによって計算される。

そして、本件5店舗における平成22年6月1日から平成24年1月15日までの間の本件契約の解除事案の集計に基づき、後記(ウ)の計算式を用いて損益相殺後の本件逸失利益を算定すると、別紙4一覧表の「損益相殺後の本件逸失利益」欄記載のとおりとなり、本件キャンセル料は損益相殺後の本件逸失利益を超えるものではない。なお、開催日当日における本件契約の解除は事例がないが、本件逸失利益はもとより、食材の原価、当日の人件費なども一切回避できることから、損害額は見積額そのものとなるため、本件キャンセル料が本件平均的損害の額を超えることはない。

(ア) 原告は、本件逸失利益の算定に当たり、他の業務に代替して用いることができるような販売費・一般管理費についても控除すべきである旨主

張するが、損害が利益状態の差額として把握される以上、解除の有無を問わずに発生する費用は考慮する必要がない。すなわち、本件契約が解除されてもされなくとも、いずれにせよ、事業者たる被告は販売費・一般管理費を支出しなければならないから、これらを控除する必要はない。

本件契約に係る粗利率は、[REDACTED]である。

(イ) 損益相殺されるべき再販売による利益は、再販売に係る見積額に粗利率を乗じた上、統計的に算出された再販率を乗じて計算される。再販売に係る見積額は、開催日までの準備期間が短いことなどから被告において値引きを余儀なくされ、ほぼ確実に元々の本件契約の解除時見積額よりも小さくなるから、元々の本件契約の解除時見積額と同一額とみなしても、損益相殺後の本件逸失利益が過大に算定されることはない。

被告においては、同一日の同一会場における披露宴を機能的に実施するため、あらかじめ開始・終了時刻を定めた枠単位で本件契約を締結しており、任意の時間に開始し、任意の時間に終了するような契約は締結していない。したがって、本件契約が解除されたことによって生じた本件逸失利益の損害を補てんする関係にある利益は、同一の枠における新たな本件契約（再販売）の利益のみである。

同一日であっても別の枠における本件契約は、元々の本件契約が解除されたか否かにかかわらず、被告が取得することができた契約であり、その利益は解除に係る契約によって得られたであろう本件逸失利益と両立するものであるから、本件逸失利益を補てんする性質のものではない。別の枠における本件契約による利益は、資源を新たに手配することにより被告が確保することのできる利益であり、解除された元々の本件契約に係る資源の流用とは無関係である。

(ウ) 本件キャンセル料条項においては、社団法人日本ブライダル事業振興協会のモデル約款に従い、サービス料を除く解除時見積額を基準として

採用しているが、粗利率は、サービス料を含めた売上高から売上原価を差し引いて計算しているから、本件逸失利益を算定する際には、サービス料を含めた解除時見積額に粗利率を乗じるのが相当である。

計算式は、以下のとおりである。

損益相殺後の本件逸失利益

=解除時見積額の平均×粗利率－同見積額の平均×粗利率×再販率

=解除時見積額の平均×粗利率×(1－再販率)

=解除時見積額の平均×粗利率×非再販率

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件キャンセル料条項のうち、申込金の全部又は一部をキャンセル料と定めた部分が法9条1号の規制対象となるか）について

(1) 前提事実(2)のとおり、本件約款（甲3）には本件キャンセル料条項が規定されており、このうち、本件条項①ないし③において、申込金の一部又は全部が本件キャンセル料とされている。そして、本件キャンセル料条項の体裁は、「本契約成立後にお客様のご都合によりキャンセルされる場合は、以下のとおり定めるキャンセル料をお支払いいただきます。」とある記載の下に、本件条項①ないし⑪が並列的に記載されており、本件キャンセル料のうち、申込金だけが特殊な扱いをされているとは見受けられない。そうすると、本件キャンセル料条項は、本件条項①ないし⑪を通じて、本件契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めたものとみるのが自然である。

(2) これに対し、被告は、平成18年判決を引用し、大学の入学金同様、申込金は本件契約の解除によって返還すべき性質のものではなく、法9条1号の規制を受けない旨主張する。

平成18年判決は、大学の入学試験合格者においては、在学契約等を締結することにより、当該大学に入学し得る地位を確保した上で、併願受験した他大学、他学部の入学試験の合否の結果を待って最終的に入学する大学、学

部を選択することとし、また、他大学、他学部の入学試験が不合格となった場合でも、先に入学し得る地位を確保しておいた大学、学部に入学して、いわゆる浪人生活を回避するということが広く行われている一方、大学としては、入学金の納付を含む入学手続の全部又は一部を行って在学契約等を締結した学生については、当該学生が現実に当該大学に入学するかどうかにかかわらず、入学予定者として扱い、当該大学の学生として受け入れるための事務手続等を行うことになるという事実関係のもと、学生が大学に入学し得る地位を取得する対価の性質を有する入学金については、その後に在学契約等が解除されても、大学はその返還義務を負う理由はない旨判示したものである。

しかし、本件契約について、消費者が、希望する挙式披露宴の開催日時を確保しようとして本件契約を締結することが広く行われているなど、平成18年判決と同視し得るだけの事実関係を認めるに足りる証拠はなく、本件契約の申込金を大学の入学金と同視することはできない。

(3) したがって、本件キャンセル料条項については、申込金の全部又は一部をキャンセル料と定めた部分（本件条項①ないし③）を含め、その全体が法9条1号の規制対象となるというべきである。

2 争点2（本件キャンセル料は法9条1号所定の「平均的な損害の額」を超えるか。）について

(1) ①本件平均的損害に本件逸失利益が含まれるかについて

ア 事業者は、契約の相手方である消費者に債務不履行があった場合には、民法416条に基づき、これによって通常生ずべき損害の賠償を請求することができるが、この「通常生ずべき損害」の中には、逸失利益が含まれるものと解される。また、事業者と消費者との間で、民法420条に基づき、上記損害賠償の額を予定することが許容されており、当該額については、それが公序良俗に反して当然に無効であるような場合は別論、原則と

して裁判所が減額することはできない。法9条1号は、解除に伴う損害賠償の額の予定等について規制するものであるが、解除に伴う損害賠償の場合について、上記債務不履行に基づく損害賠償の場合と別異に解する理由はないから、法9条1号は、損害賠償の額の算定について民法416条を前提とした上で、消費者が不当な出捐を強いられることを防止するという法の趣旨から、公序良俗に反する暴利行為に当たるような場合でなくとも、損害賠償の額の予定等を定める条項のうち「平均的な損害」の額を超える部分について無効としたものと解される。

したがって、法9条1号所定の「平均的な損害」には、逸失利益が含まれるべきであり、本件平均的損害には本件逸失利益が含まれることになる。

イ これに対し、原告は、法9条1号にいう「平均的な損害」は、消費者利益の保護の観点から制限的に解すべきところ、少なくとも開催日の90日前以前においては、未だ本件契約の内容が具体化しておらず、被告が利益を期待し得るような状況ないこと、その段階での解除であれば、被告は十分に再販売によって代替的な利益を確保することが可能であることから、開催日の90日前以前に契約が解除された場合は、本件平均的損害に本件逸失利益は含まれない旨主張する。

しかし、本件契約が成立した以上、本件契約が解除された場合の逸失利益は民法416条所定の「通常生ずべき損害」に含まれるのであり、法9条1号所定の「平均的な損害」につきこれを別異に解すべきでないことは前判示のとおりである上、開催日の90日前以前であっても、少なくとも解除時見積額に見合うだけの本件契約の内容が具体化しているとみられる。また、再販売によって代替的な利益を確保することができるとしても、それは損益相殺により損害が減少するにすぎず、逸失利益自体がそもそも発生しないと解することはできない。したがって、原告の上記主張は採用で

きない。

- (2) ②本件キャンセル料が損益相殺後の本件逸失利益を超えるかについて
ア 前提事実に、証拠（乙13の1～5、乙14、17ないし19）及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実を認めることができる。
- (ア) 被告は、本件5店舗のいずれにおいても、原則として、会場ごとにあらかじめ挙式披露宴の開始・終了時刻を定めた枠を設定し、その枠単位で本件契約を締結している。
- (イ) 本件5店舗においてなされた開催日を平成24年1月15日以前の日とする本件契約のうち、平成22年6月1日から平成24年1月15日までの間に消費者側から解除されたものにつき、解除日から開催日までの期間に応じ、本件条項①ないし⑩所定の期間ごとに以下のaないしgの各項目を集計すると、その結果は別紙5一覧表の各該当欄記載のとおりとなる（これらは、乙13の1～5（入力エラーレコード以下の部分を除く。）によるところ、同書証は、約1年8か月の比較的長期間にわたり、相当数の本件契約の解除事案を集計したものであり、その内容に特段の疑義を差し挟むような事情は見当たらないから、十分信用するに足りるというべきである。ただし、施行予定日（項目1）及びキャンセル確定日（項目6）を前提として、キャンセル確定日から施行予定日までの日数（項目7）を算出すると、乙13の1については、番号189の項目7は166日となるから、対応するキャンセル料条項（項目8）は3となり、番号212の項目7は476日となるから、項目8は1となる。）。
- a 解除された本件契約数
 - b 再販売数（aのうち、再販売された数）
 - c 非再販売数（aのうち、再販売されなかった数）
 - d aの契約における解除時見積額の平均（サービス料を含む額）（1

円未満四捨五入)

e aの契約における解除時見積額の平均（サービス料を含まない額）
(1円未満四捨五入)

f 再販率（aのうち、bが占める割合。小数第三位切上げ）

g 非再販率（aのうち、cが占める割合。1-fにより算出）

(ウ) 被告における本件契約に係る粗利率（被告の事業における婚礼部門の粗利率）は、平成22年度（同年1月1日から同年12月31日まで）は [REDACTED]、平成23年度（同年1月1日から同年12月31日まで）は [REDACTED]である。

ここでいう粗利率とは、本件契約の総売上高から、本件契約の総直接費（婚礼飲食料原価+婚礼付帯原価〔衣装・写真・ビデオ・司会・装花・引出物・引菓子など〕+雑給〔挙式披露宴ごとに発注する配膳人材原価〕）を控除した粗利益が、上記総売上高に占める割合を指す。

イ 原告は、被告のいう本件契約に係る「枠」とはどのようなものを指すのか全く不明であり、実態としては、被告は、単に空いた人員を使って空いた時間に挙式披露宴を実施しているというべきである旨指摘する。しかし、被告においては、開催日の1年以上前から本件契約の締結が行われており、会場や時間帯の重複を避けつつ、円滑、効率的に多数の本件契約による挙式披露宴を実施するために、会場ごとに一定の「枠」、すなわち挙式披露宴の開始・終了時刻が設定されていることは容易に推測できるというべきであり、本件5店舗のキャンセル一覧（乙13の1～5）からも、上記「枠」の存在をうかがうことができる。したがって、原告の上記指摘は採用できない。

また、原告は、少なくとも、本件契約の解除後に同店舗において同日を開催日とする新たな本件契約が締結された場合には、元々の本件契約と異なる会場、異なる時刻であっても、再販売と扱って再販率を算出すべきで

ある旨主張する。しかし、他会場他時刻の本件契約は、元々の本件契約とは異なる枠における契約であり、元々の本件契約が解除されたか否かにかかわらず契約可能であったといえるから、再販売と扱うことはできない。したがって、解除された元々の本件契約と同一の枠、すなわち同会場同日時で新たな本件契約の締結がなされた場合のみを再販売と扱うべきであるから、原告の上記主張は採用できない。

ウ 以上を前提に、本件逸失利益及び損益相殺の算定につき検討する。

(ア) 本件契約の解除による逸失利益（本件逸失利益）は、本件契約が解除されなかったとした場合に得べかりし利益であるところ、その算定は、サービス料を含む解除時見積額（サービス料も上記得べかりし利益であることに変わりはない。）に、被告における本件契約に係る粗利率を乗じることで行うのが合理的である。原告は、販売費・一般管理費のうち、本件契約の解除により支払を免れるものや他の業務に代替・転用可能なものについてはこれを控除すべき旨主張するが、そのような費用があることを認めるに足りる証拠はなく、原告の上記主張は採用できない。

また、上記粗利率については、前記認定事実(ウ)のとおり、平成22年度（同年1月1日から同年12月31日まで）は [REDACTED]、平成23年度（同年1月1日から同年12月31日まで）は [REDACTED] であるところ、前記認定事実(イ)に係る集計期間（平成22年6月1日から平成24年1月15日まで）とも大部分が重なることからすれば、上記各年度の粗利率の平均である [REDACTED] をもって、本件逸失利益の算定に当たっての粗利率とするのが相当である。

(イ) 損益相殺については、解除された本件契約のうち、再販売があったものについては損益相殺がされたものと認められ、その額は、「解除時見積額の平均×粗利率（[REDACTED]）×再販率」の計算式により算定されるべきである。

正確には、上記計算式においては「解除時見積額の平均」ではなく、「再販売に係る見積額の平均」を用いるべきであるが、再販売においては、開催日までの準備期間がより短いことなどから、解除された元々の本件契約に比べて値引きがされることが多いであろうことは推認できる。そうすると、「解除時見積額の平均」の方が「再販売に係る見積額の平均」よりも高くなると認められるところ、前者を用いた方がより多くの損益相殺がなされ、損益相殺後の本件逸失利益はより少なくなる。前記のとおり、これによって不利益を受ける被告がこの扱いを認めていることから、上記計算式を用いることとする。

(ウ) したがって、損益相殺後の本件逸失利益は、本件条項①ないし⑩所定の期間ごとに、以下の計算式により算定するのが相当である。

(計算式)

本件逸失利益 - 損益相殺すべき利益

$$= (\text{解除時見積額の平均} \times \text{粗利率} (\text{[]})) - (\text{解除時見積額の平均} \times \text{粗利率} (\text{[]}) \times \text{再販率})$$

$$= \text{解除時見積額の平均} \times \text{粗利率} (\text{[]}) \times (1 - \text{再販率})$$

$$= \text{解除時見積額の平均} \times \text{粗利率} (\text{[]}) \times \text{非再販率}$$

工 上記による算定結果は、別紙5一覧表の「損益相殺後の本件逸失利益」欄記載のとおりである。

これによると、本件条項①ないし⑨については、いずれも、本件キャンセル料は損益相殺後の本件逸失利益を下回っていることが認められる。

本件条項⑩については、開催日当日の解除である以上、解除時見積額の全額を本件キャンセル料としても、これが本件平均的損害の額を超えるとは認められない（しかも、実際の本件キャンセル料は、解除時見積額からサービス料が除かれている。）。

3 結論

以上の次第で、本件キャンセル料条項は法9条1号により無効となる部分を含むものとはいえず、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

京都地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 梅村明剛

裁判官 武田美和子

裁判官 阿波野右起

別紙1

キャンセル料

本契約成立後にお客様のご都合によりキャンセルされる場合は、以下のとおり定めるキャンセル料をお支払いいただきます。なお、キャンセル料計算は、開催日前日が1日目とさせていただきます。以下の「お見積額」はお客様より書面によってキャンセルする旨、ご連絡を受けました日（郵便による場合は郵便消印日とします。）時点のお見積額とします。

- ①前日を含む365日以前 申込金の25%
- ②364日目以降180日目まで 申込金の50%及び印刷物等の実費
- ③179日目以降150日目まで 申込金の全額及び印刷物等の実費
- ④149日目以降120日目まで お見積額（サービス料を除く）の20%及び印刷物等の実費
- ⑤119日目以降90日目まで お見積額（サービス料を除く）の20%及び印刷物等の実費
- ⑥89日目以降60日目まで お見積額（サービス料を除く）の30%及び印刷物等の実費
- ⑦59日目以降30日目まで お見積額（サービス料を除く）の40%及び印刷物等の実費
- ⑧29日目以降10日目まで お見積額（サービス料を除く）の45%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
- ⑨9日目以降前日まで お見積額（サービス料を除く）の45%まで及び納品済み物品等の実費並びにその他の外注品等の解約料の額
- ⑩当日 お見積額（サービス料を除く）の全額
- ⑪すでに発注、その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします。

*このキャンセル料規定は社団法人日本ブライダル事業振興協会のモデル約款に準じております。

別紙2

従業員 各位

株式会社 Plan・Do・See
ご連絡

株式会社 Plan・Do・See は、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、下記契約条項記載のキャンセル料条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該キャンセル料条項を使用した挙式披露宴実施契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該キャンセル料条項が記載された契約書用紙・申込書用紙は全て破棄して下さい。

記

キャンセル料

本契約成立後にお客様のご都合によりキャンセルされる場合は、以下のとおり定めるキャンセル料をお支払いいただきます。なお、キャンセル料計算は、開催日前日が1日目とさせていただきます。以下の「お見積額」はお客様より書面によってキャンセルする旨、ご連絡を受けました日（郵便による場合は郵便消印日とします。）時点のお見積額とします。

- ①前日を含む365日以前 申込金の25%
- ②364日目以降180日目まで 申込金の50%及び印刷物等の実費
- ③179日目以降150日目まで 申込金の全額及び印刷物等の実費
- ④149日目以降120日目まで お見積額（サービス料を除く）の20%及び印刷物等の実費
- ⑤119日目以降90日目まで お見積額（サービス料を除く）の20%及び印刷物等の実費
- ⑥89日目以降60日目まで お見積額（サービス料を除く）の30%及び印刷物等の実費
- ⑦59日目以降30日目まで お見積額（サービス料を除く）の40%

%及び印刷物等の実費

- ⑧ 29日目以降10日目まで お見積額（サービス料を除く）の45%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
⑨ 9日目以降前日まで お見積額（サービス料を除く）の45%まで及び納品済み物品等の実費並びにその他の外注品等の解約料の額
⑩ 当日 お見積額（サービス料を除く）の全額
⑪ すでに発注、その他手配が完了している別注品については、その料金を頂戴いたします。

※このキャンセル料規定は社団法人日本ブライダル事業振興協会のモデル約款に準じております。

別紙3 一覧表

本件契約の解除日 (本件条項①ないし⑩ 所定の各期間で区別)	解除された本件 契約の解除時 見積額の平均 (サービス料を 含まない額) [A]	粗利率 [B]	再販率 [C]	非再販率 [C]	損益相殺後 の 本件逸失利益 【A×B×C】 (ただし、①～⑤ の逸失利益は 不存在とする。)	本件キャンセル料
①開催日の365日前以前		30%				
②開催日の364日前以降, 180日前まで		30%				
③開催日の179日前以降, 150日前まで		30%				
④開催日の149日前以降, 120日前まで		30%				
⑤開催日の119日前以降, 90日前まで		30%				
⑥開催日の89日前以降, 60日前まで		30%				
⑦開催日の59日前以降, 30日前まで		30%				
⑧開催日の29日前以降, 10日前まで		30%				
⑨開催日の9日前以降, 前日まで		30%				
⑩開催日当日		—				

別紙4 一覧表

本件契約の解除日 (本件柔項①ないし⑩ 所定の各期間で区別)	解除された本件 契約の解除時 見積額の平均 (サービス料を 含まない額) [A]	解除された本件 契約の解除時 見積額の平均 (サービス料を 含む額) [B]	粗利率 [C]	再販率 [D]	非再販率 [D]	損益相殺後の 本件逸失利益 [A×C×D]	本件キャンセル料 。
①開催日の365日前以前							
②開催日の364日前以前, 180日前まで							
③開催日の179日前以前, 150日前まで							
④開催日の149日前以前, 120日前まで							
⑤開催日の119日前以前, 90日前まで							
⑥開催日の89日前以前, 60日前まで							
⑦開催日の59日前以前, 30日前まで							
⑧開催日の29日前以前, 10日前まで							
⑨開催日の9日前以前, 前日まで							
⑩開催日当日							

別紙5 一覧表

本件契約の解除日 (本件条項①ないし⑩ 所定の各期間で区別)	解除された 本件契約数	解除された本件 契約の解除時 見積額の平均 (サービス料を 含まない額)	粗利率 [C]	再販率 [D]	損益相殺後の 本件逸失利益 [A×C×D] (1円未満四捨五入)	本件キャンセル料 (1円未満四捨五入)
①開催日の365日前以前						
②開催日の364日前以前, 180日前まで						
③開催日の179日前以前, 150日前まで						
④開催日の149日前以前, 120日前まで						
⑤開催日の119日前以前, 90日前まで						
⑥開催日の89日前以前, 60日前まで						
⑦開催日の59日前以前, 30日前まで						
⑧開催日の29日前以前, 10日前まで						
⑨開催日の9日前以前, 前日まで						
⑩開催日当日						